

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
任期の定めのない常勤職員	88.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.9 %
全職員	61.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.2 %
本庁課長相当職	98.2 %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	95.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6 %
31～35年	93.3 %
26～30年	93.4 %
21～25年	96.3 %
16～20年	90.1 %
11～15年	88.3 %
6～10年	92.2 %
1～5年	85.8 %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、特定の時期に一時的に任用される会計年度任用職員(こどもクラブ指導員(ヘルプ)、ゆるキャラ業務従事職員、公民館管理員、特別非常勤講師、部活動指導員)は年間勤務が数日あるいは数時間であり、全体の算出値に与える影響が大きいため、算出の対象に含めない。また、パートタイム会計年度任用職員は、常勤職員の勤務時間を1として実際の勤務日数、時間に応じて職員数を換算している。

全職員のうち、会計年度任用職員の占める割合が男性は12.1%、女性は56.3%と大きく乖離しているため、任期の定めのない常勤職員と比較して全職員の男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。